

[事案 23-55] 契約無効確認・既払込保険料返還請求

・平成 24 年 1 月 31 日 裁定終了

<事案の概要>

将来、終身年金での受取目的として要望を伝え加入したが、実際の年金額は確定年金での試算額であったため、虚偽説明を理由として契約無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 17 年 11 月に終身医療保険に加入した。しかし、以下のとおり、本契約は、虚偽の説明により契約させられたものであるため、契約を無効として払い込んだ保険料を返還してほしい。

- (1) 目先のお金ではなく、終身受け取れる年金を希望している旨等を募集人には伝え、3 回にわたり合計 4 時間半話し合いをした。
- (2) 説明を受けた際、資料の「5 年確定年金」「10 年確定年金」との記載に対し質問したところ、「5 年は保証期間、5 年以前に死亡しても残りは保証される。10 年も 10 年の保証期間、終身受け取れます。」との説明を受けた。
- (3) 募集人は、満期手続きに訪れた際、素直に誤りを認め何度も謝罪され、当時の設計書にその旨一筆記載した。

<保険会社の主張>

下記理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 契約の提案に際しては、設計書を用い、商品の特徴や具体的な保障内容の説明を行っており、また、約款の交付も行っており、説明は十分になされていた。
- (2) 年金の受取りにおいては、確定年金タイプであることを明記した設計書を提示し説明を行っており、「終身年金」と誤認する資料ではなく、更に、記載の図においても、誤解する、あるいは聞き間違いを起こすものではない。
- (3) 募集人に対する募集状況の確認においても、虚偽説明、不適切な募集行為は一切ないとの回答を得ている。
- (4) 申立人夫妻は、自身の年金受取額に関する資料を作成しており、これを踏まえて加入の相談をされていた。また、夫婦同席で契約内容の説明を受けており、申立人夫妻は、年金に関する一定の知識があり、契約内容を十分理解できる契約者であると認識している。

<裁定の概要>

裁定審査会では、申立人の主張を、消費者契約法 4 条 1 項 2 項による説明義務違反を理由とした契約取消し、民法 95 条による錯誤による無効の主張であると解し、申立書、答弁書等の書面および申立人、募集人からの事情聴取の内容にもとづき審理した結果、下記の理由により申立人の主張には理由がなく、申立内容は認められないことから、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条にもとづき、裁定書をもってその理由を明

らかにして裁定手続を終了した。

(1) 説明義務違反について

- ①事情聴取によれば、募集人は契約の締結に際しパンフレットを用い、商品の特徴や具体的な保障内容の説明を行ったことが認められ、このパンフレットによれば、本件商品は医療保険であり年金保険ではなく、契約者の希望により年金受取に移行することができるものであることは明らかに読み取れる。
- ②また、年金の受取においては、「年金払移行特約」「特約保険料払込満了後、一生涯の介護保障に代えて年金受取を選べます」とし、5年確定年金 約〇〇万円、10年確定年金 約〇〇万円など、確定年金タイプであることが明記されており、募集人がこれに反する説明を行ったと認めるのは困難で、申込書には申立人の自署押印があることからすれば、申立人が契約内容を理解した上で本件契約を締結したと推認するのが合理的である。
- ③その他、申立人及び募集人の事情聴取においても、募集人が虚偽の説明を行ったことを合理的に推認できるような供述はなく、当事者が提出したその他の客観的証拠に照らしても、申立人の主張するような虚偽の説明を募集人が行ったことを推認できる事実は存在しない。

(2) 錯誤について

- ①契約が錯誤により無効となるのは、当該契約の要素（当該当事者のみならず、一般人にとっても契約締結意思を形成するに重要な事実）について、事実と異なる認識を抱き（錯誤）、このような認識に基づいて契約を締結した場合である（民法 95 条本文）が、上記②のとおりで、申立人が本件契約にあたり、終身年金であるとの錯誤に陥っていたという事実を認定することは困難である。
- ②仮に申立人が、申込みの際にパンフレットや申込書等を読まず、錯誤に陥っていたとしても、本件契約が終身年金ではないことは、設計書の記載等から、わずかな注意をすれば容易に知りえることであり、かつ申立人が自ら申込書に署名していることからすれば、申立人において錯誤に陥ったことにつき重大な過失があると評価でき、民法 95 条ただし書きにより、申立人から無効を主張することはできない。

【参考】

民法 95 条（錯誤）

意思表示は、法律行為の要素に錯誤があったときは、無効とする。ただし、表意者に重大な過失があったときは、表意者は、自らその無効を主張することができない。

消費者契約法 第 4 条

第 1 項 消費者は、事業者が消費者契約の締結について勧誘をするに際し、当該消費者に対して次の各号に掲げる行為をしたことにより当該各号に定める誤認をし、それによって当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、これを取り消すことができる。

第 1 号 重要事項について事実と異なることを告げること。当該告げられた内容が事実であるとの誤認

第 2 号 物品、権利、役務その他の当該消費者契約の目的となるものに関し、将来におけるその価額、将来において当該消費者が受け取るべき金額その他の将来における変動が不確実な事項につき断定的判断を提供すること。当該提供された断定的判断の内容が確実であるとの誤認

第 2 項 消費者は、事業者が消費者契約の締結について勧誘をするに際し、当該消費者に対してある重要事項又は当該重要事項に関連する事項について当該消費者の利益となる旨を告げ、かつ、当該重要事項について当該消費者の不利益となる事実（当該告知により当該事実が存在しないと消費者が通常考えるべきもの

に限る。)を故意に告げなかったことにより、当該事実が存在しないとの誤認をし、それによって当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、これを取り消すことができる。ただし、当該事業者が当該消費者に対し当該事実を告げようとしたにもかかわらず、当該消費者がこれを拒んだときは、この限りでない。